

福岡県公報

平成28年9月6日
第3824号

目次

告示 (第676号 - 第685号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 平成28年度から平成31年度までの自動車税収納事務の委託 (税務課) …………… 4

公告

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (保健衛生課) …………… 6

告示

福岡県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女市矢部村北矢部3720番1先から 八女市矢部村北矢部3718番1先まで

福岡県告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女市矢部村北矢部3486番1先から 八女市矢部村北矢部3698番2先まで

福岡県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女市矢部村北矢部3672番7先から 八女市矢部村北矢部3669番1先まで

福岡県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	行橋線 添田	前	田川郡赤村大字赤4375番1先から 田川郡赤村大字赤4548番3先まで	10.0 ～ 28.0	594.7
			後	田川郡赤村大字赤4375番1先から 田川郡赤村大字赤4548番3先まで	10.0 ～ 28.0	

福岡県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	行橋線 添田	田川郡赤村大字赤4381番1先から 田川郡赤村大字赤4552番1先まで

福岡県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	211号	前	嘉麻市小野谷5番1先から 嘉麻市小野谷62番1先まで	7.5 ～ 11.1	95.0
			後	嘉麻市小野谷5番1先から 嘉麻市小野谷62番1先まで	9.7 ～ 11.1	

福岡県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉麻市大隈町370番1先 から 嘉麻市大隈町390番先ま で	8.7 ～ 8.9	65.2
			後	嘉麻市大隈町370番1先 から 嘉麻市大隈町390番先ま で	10.8 ～ 11.4	65.2

福岡県告示第683号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林子定森林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字郷ノ原95の1・96（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱462、463
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
462（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第685号

平成28年度から平成31年度までの自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する税目

平成28年度自動車税

平成29年度自動車税

平成30年度自動車税

平成31年度自動車税

2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名称	住所	委託内容
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	自動車税収納事務に付随する情報通信業務の提供
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上

株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地	同上
株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット	兵庫県尼崎市潮江一丁目2番12号	同上
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上
株式会社システムアイシー	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	同上

3 委託した日

平成28年5月10日

4 収納取扱期間

税目	収納取扱期間
平成28年度自動車税	平成28年11月29日から平成29年3月31日まで
平成29年度自動車税	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
平成30年度自動車税	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
平成31年度自動車税	平成31年4月1日から平成31年10月31日まで

公告

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成28年7月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	平成28年7月11日から 平成28年8月31日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により築上町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

椎田都市計画汚物処理場の変更（平成28年7月19日築上町告示第91号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により太宰府市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

太宰府都市計画歴史的風致維持向上地区計画の決定（平成28年7月1日28太告示第66号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

古賀都市計画地区計画の決定（平成28年7月4日古賀市告示第136号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画地区計画の変更（平成28年6月28日宗像市告示第171号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

北九州都市計画用途地域の変更（平成28年6月17日北九州市告示第306号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

北九州都市計画地区計画の変更（平成28年6月17日北九州市告示第305号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により岡垣町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

岡垣都市計画地区計画の決定（平成28年6月20日岡垣町告示第47号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字永岡179番1、179番3及び179番12から179番23まで並びに針摺東五丁目3番2、3番10及び3番20から3番22まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅南三丁目10番23号
株式会社マルイ不動産システム
代表取締役 稲富 千里

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人オンブズマンめぐみ
- (2) 代表者の氏名
高橋 めぐみ
- (3) 主たる事務所の所在地
行橋市宝山899ノ4
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な介護事業及び自立支援事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

公告

特殊形態営業に関する取扱要領の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成28年8月29日から平成28年9月28日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。